

提出 順番	No. 8	平成26年5月30日 (午前)・午後9時20分
----------	----------	----------------------------

平成26年5月30日

幕別町議会議長 古 川 稔 様

幕別町議会議員 増 田 武 夫



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
幕別町地域自然エネルギー基本条例の制定について	地域にある自然エネルギー（再生可能エネルギー）は、大切に重要な資源である。 この地域の資源である自然エネルギーを有効に活用することには、いくつかの重要な意義がある。 一つは、化石燃料の使用を減らして地球温暖化を回避することや、原発を再稼働させずにこれ以上の核のゴミを出さないことに貢献すること。もう一つは、地域のエネルギーの地産地消を図ることで、地域に新たな産業と雇用を創出し、地域循環型経済と環境保全型の地域づくりに大きな効果を発揮することである。 近年の急激な地球温暖化による地球環境の変化、東日本大震災と原発事故の経験などから、エネルギーに対する認識の見直しが鋭く問われ、各地でエネルギーの地産地消の取り組みや、省エネ社会の構築が模索されている。 特に「自然エネルギーは地域のもの」との思いから、2012年9月に滋賀県湖南市で「湖南市地域自然エネルギー基本条例」が制定され、2012年12月に愛知県新城市、2013年3月に長野県飯田市、高知県土佐清水市、2013年6月に兵庫県洲本市などで同様の条例を制定して、地域固有のエネルギー資源を地域のために活用し、地域経済にも好影響をもたらし始めている。 外部資本による自然エネルギー資源の開発は、その利益の大半を地域外に持ち出すことになる。「自然エネルギーは地域固有の資源」と位置付ける「自然エネルギー基本条例」が必要とされるゆえんである。

本町にも太陽光、太陽熱、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギーが存在しており、これを活用できるかどうかは、町を中心とした積極的な取り組み如何にかかっている。新庁舎建設にあたっては、地域木材、木質ペレット、太陽光等の活用を求めてきたが、十分に生かされたものとはなっていない。

2011年8月の再生可能エネルギー特別措置法の成立によって、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入され、エネルギーの地産地消の地域経済に与える効果がより大きいものとなっている。

以上のことから自治体としての役割を果たすため次の取り組みを求めたい。

1. 町の公共施設への自然エネルギーのさらなる活用を求める。

新庁舎の設計変更も含め、札内福祉センター建て替え等の公共施設への自然エネルギー採用の明確な姿勢を。

2. 庁内に専門部署を設けて、自然エネルギー活用の促進に本腰を入れること。

地域循環型経済を構築するために町の要の役割を果たす体制を。

3. 「幕別町地域自然エネルギー基本条例」の制定を行うこと。

以上